(目的)

第1条 この要領は、倉吉市立小学校及び中学校に遠距離から通学する児童生徒に係る通学費について、予算の範囲内において遠距離通学費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては倉吉市補助金等交付規則(平成12年倉吉市規則第29号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。
  - (1) 小学校に通学する児童であって、片道の通学距離が4キロメートル(通学に乗合バスを 利用する児童にあっては、その距離が3キロメートル)以上のもの
  - (2) 中学校に通学する生徒であって、片道の通学距離が6キロメートル(通学に乗合バスを 利用する生徒にあっては、その距離が5キロメートル)以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する者は、補助金の交付の対象としない。
  - (1) 要保護児童生徒
  - (2) その他市長が補助金の交付について適当でないと認めた児童生徒 (補助金の額)
- 第3条 補助金の月額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、補助金の 月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てるものとする。
  - (1) 乗合バスを利用して通学する小学校児童及び中学校生徒 1箇月通学定期乗車券の額 (1箇月を超える通学定期乗車券の場合にあっては、当該定期乗車券の1箇月分に相当する 額)のうち、小学校児童にあっては820円、中学校生徒にあっては1,360円を超える額
  - (2) 乗合バス以外の通学方法をとる小学校児童 1,200円
  - (3) 乗合バス以外の通学方法をとる中学校生徒 1,500円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、倉吉市遠距離通学費補助金交付申請書(様式 第1号)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、倉吉市遠距離通学費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。